端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 1.0314$

$\sqrt{(a／b)}$ はbが0であるときは0とする

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

｛（c×d＋e×f）－g｝×0.75

（c×d＋e×f）－gに千円未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（c×d＋e×f）－gが負数となるときは0とする。

算式の符号

［略］

e　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこ（平成27年地方税法等改正法附則第20条第1項の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成27年改正前地方税法」という。）附則第30条の2に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）

f　平成27年改正前地方税法附則第30条の2及び平成27年地方税法等改正法附則第20条第2項に定める市町村たばこ税の税率

g　前3年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・七七一を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二　略］

端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a／b)} \times 1.0051$

$\sqrt{(a／b)}$ はbが0であるときは0とする

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

｛（c×d＋e×f）－g｝×0.75

（c×d＋e×f）－gに千円未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（c×d＋e×f）－gが負数となるときは0とする。

算式の符号

［同左］

e　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこ（地方税法附則第30条の2に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）

f　地方税法附則第30条の2に定める市町村たばこ税の税率

g　前3年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合に100分の101を乗じて得た割合を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・〇二二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二　同上］